

延岡市移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び延岡新時代創生総合戦略に基づいて県及び市が共同で実施する移住支援事業に関して、延岡市移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）を交付することにより、中小企業等における人手不足の解消及び移住・定住の促進に資することを目的とし、その交付については、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年7月19日宮崎県総合政策部中山間・地域振興課）、宮崎県移住支援事業補助金交付要綱（令和元年7月19日宮崎県総合政策部中山間・地域振興課）及び延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条に規定する振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条に規定する離島振興対策実施地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条に規定する半島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条に規定する小笠原諸島を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
 - ・ 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 - ・ 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
 - ・ 千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 - ・ 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村
- (2) マッチングサイト 宮崎県が開設する「ふるさと宮崎人材バンク」をいう。
- (3) 官公庁等 官公庁及び独立行政法人、第三セクター（出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立し、若しくは出資割合等にかかわらず出資又は出えんしている主体をいう。
- (4) みなし大企業 次のいずれかに該当する法人をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

ウ 資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金 10 億円未満の法人

(5) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいい、条件不利地域を除く。

(補助対象者)

第 3 条 移住支援金（世帯向けのものを除く。）の補助対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 就職する者 別表中要件 1 及び要件 2 を満たす者
- (2) テレワーク 別表中要件 1 及び要件 3 を満たす者
- (3) 起業する者 別表中要件 1 及び要件 4 を満たす者

2 世帯向けの移住支援金の補助対象者は、前項各号のいずれかに該当する者のうち、別表中要件 4 を満たすものとする。

(移住支援金の額)

第 4 条 移住支援金の額は、前条第 1 項各号のいずれかに該当する者については 60 万円、同条第 2 項に該当する者については 100 万円を限度とし、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき 100 万円を加算し、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

(申請)

第 5 条 移住支援金の支給を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を申請しようとする年度の 2 月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 移住支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- (2) 市の住民票（世帯全員分）及び写真付き身分証明書等の本人を確認できる書類
- (3) 移住元の住民票の除票、戸籍の附票等の移住元での在驻地及び在住期間を確認できる書類の写し
- (4) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカード（振込先の口座情報が確認できるものに限る。）の写し
- (5) 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（東京圏から東京 23 区に通勤していた者に限る。）
- (6) 開業届出済証明書等の移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業等の納税証明書等の移住元での在勤期間を確認できる書類（東京圏から東京 23 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (7) 卒業証明書等の在学期間や卒業校を確認できる書類及び東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（東京圏から東京 23 区内の大学等に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者に限る。）

- (8) 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での居住地を確認できる書類）（世帯向けの移住支援金を申請する場合に限る。）
- (9) 就業証明書（事業所就業）（様式第2号①）（第3条第1項第1号に該当する場合に限る。）
- (10) 就業証明書（テレワーク）（様式第2号②）（第3条第1項第2号に該当する場合に限る。）
- (11) 宮崎県地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定通知書（第3条第1項第3号に該当する場合に限る。）

（移住支援金の交付）

第6条 市長は、前条の申請の内容が適正であると認めるときは、移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、移住支援金を交付するものとする。

（移住支援金の額の確定の省略）

第7条 規則第13条第3項の規定により、移住支援金の額の確定を省略するものとする。

（変更等の報告）

第8条 移住支援金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、移住支援金に係る変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日から1年以内に、別表に定める要件に該当しなくなった場合
- (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間内に延岡市から転出した場合
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に延岡市から転出した場合

（交付決定の取消し及び移住支援金の返還）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額の移住支援金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 前条第1号に規定する場合 市長が定める額
- (2) 前条第2号から第4号までに規定する場合 全額
- (3) 前条第5号に規定する場合 半額
- (4) 虚偽の申請をした場合 全額

2 市長は、前項の規定により、移住支援金の交付の決定を取り消したときは、移住支援金交付決定取消・返還通知書（様式第5号）によって受給者に通知し、移住支援金の返還を求めるものとする。

（移住支援金の返還免除）

第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前条第2項の規定によ

る移住支援金の返還を免除することができる。

- (1) 雇用された法人又は個人経営事業所（以下「事業所」という。）の倒産により第8条各号のいずれかに該当するとき
 - (2) 災害、病気等のやむを得ない事情により第8条各号のいずれかに該当すると市長が認めるとき
- 2 受給者は、前項の規定による返還免除を希望する場合は、移住支援金返還免除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還免除の可否について、移住支援金返還免除可否決定通知書（様式第7号）により受給者に通知するものとする。

（移住支援金の支給及び返還に係る情報共有）

第11条 市長は、移住支援金の申請情報、受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、必要に応じて受給者又は就業先に報告を求め、立入調査等を実施し、速やかに県と共有することとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援事業の実施に必要な事項は県及び市が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月2日から施行し、令和元年度分の延岡市移住支援事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第11条までの規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の延岡市移住支援事業から適用する。
- 2 令和元年7月22日から令和2年3月31日までに転入した者の別表中要件1に掲げる移住元に関する要件については、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - (1) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区内に在住していたこと。
 - (2) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の延岡市移住支援事業から

適用する。

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに転入した者の別表中要件1に掲げる移住元に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- (2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の延岡市移住支援事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに転入した者への交付金額については、以下のとおりとする。

移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

別表（第3条、第10条関係）

要件1	<p>1 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。(2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。(3) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学機関も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 <p>2 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 延岡市に転入したこと。(2) 県が移住支援事業の詳細を公表した令和元年7月22日以降に転入したこと。(3) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
-----	--

	<p>(4) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して延岡市に居住する意思を有していること。</p> <p>3 その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>(2) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(3) その他県知事又は延岡市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。</p>
要件 2	<p>就業に関する要件</p> <p>1) 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が宮崎県内に所在すること。</p> <p>(2) マッチングサイトにおいて移住支援金の対象とする就業先として掲載された求人であること。</p> <p>(3) 求人への応募日が、マッチングサイトに上記(2)の求人が掲載された日以降であること。</p> <p>(4) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている事業所への就業でないこと。</p> <p>(5) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、次に掲げる事項の全てに該当する対象事業所に就業し、申請時において当該事業所に連続して3か月以上在職していること。ただし、個人経営事業所については、次のオからクの全てに該当すること。</p> <p>ア 官公庁等でないこと。</p> <p>イ 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金が概ね50億円未満の法人のうち、地域経済構造の特殊性等から、資本金要件のみの判断では合理性を欠く等個別に判断することが必要な場合であって、かつ、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。</p> <p>ウ みなし大企業でないこと。</p> <p>エ 本店所在地が東京圏にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。</p> <p>オ 雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。</p> <p>キ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業所でないこと。</p>

	<p>ク 働きやすい職場環境づくりに取り組んでいること。</p> <p>(6) 当該事業所に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(7) 転勤、出向又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>2) 専門人材の場合</p> <p>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が宮崎県内に所在すること。</p> <p>(2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、次に掲げる事項の全てに該当する対象事業所に就業し、申請時において当該事業所に連続して3か月以上在職していること。ただし、個人経営事業所については、次のオからクの全てに該当すること。</p> <p>ア 官公庁等でないこと。</p> <p>イ 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金が概ね50億円未満の法人のうち、地域経済構造の特殊性等から、資本金要件のみの判断では合理性を欠く等個別に判断することが必要な場合であって、かつ、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。</p> <p>ウ みなし大企業でないこと。</p> <p>エ 本店所在地が東京圏にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。</p> <p>オ 雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。</p> <p>キ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業所でないこと。</p> <p>ク 働きやすい職場環境づくりに取り組んでいること。</p> <p>(3) 当該事業所に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(4) 転勤、出向又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(5) 目標達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
要件3	<p>テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p>

	(2) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
要件 4	起業に関する要件 起業支援金の交付決定を受けていること。
要件 5	<p>世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>(2) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>(3) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、県が移住支援事業の詳細を公表した令和元年 7 月 22 日以降に転入したこと。</p> <p>(4) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後 3 か月以上 1 年以内であること。</p> <p>(5) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p>